

## 第4節 世界の食料需給と農業政策の動向等

我が国は多様で豊かな食生活を実現する一方、食料の過半を輸入に依存しており、我が国の食生活は世界の食料需給の動向等と密接な関係にある。また、2000年初めからWTO<sup>\*1</sup>農業交渉が開始され、世界の農産物貿易の枠組みが再び見直されようとしているなかで、海外の農業事情を的確に把握しておくことが必要である。本節では、世界の食料需給や農産物貿易の動向等を分析するとともに、諸外国における農政の動き等について紹介する。

### (1) 世界の穀物需給と農産物貿易の動向

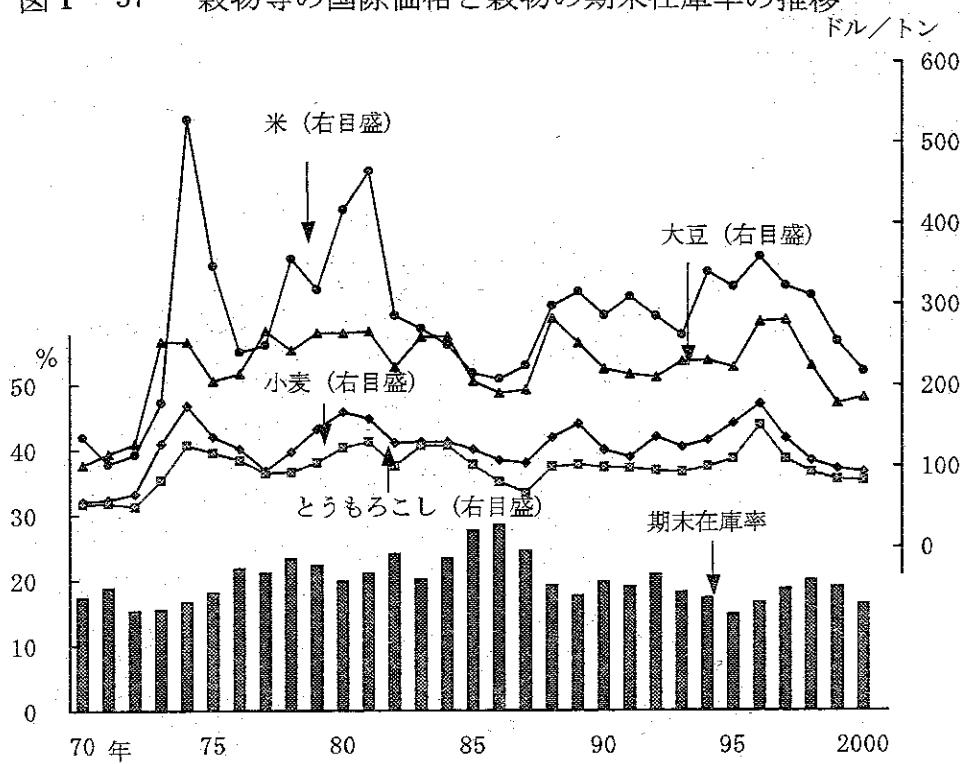
#### (過剰とひっ迫を繰り返す穀物等の国際需給)

世界の穀物等の需給動向を長期的にみると、おおむね10年ごとに過剰期とひっ迫期を繰り返してきている(図I-37)。

1960年代は、世界的に総じて天候に恵まれたため、過剰基調が続き、国際価格も低水準で推移した。70年代に入り、世界的な異常気象の影響や米国、ソ連の凶作等により需給はひっ迫基調となり、国際価格の大幅な上昇とともに期末在庫率は低下した。さらに、70年代後半には、再び需給は緩和し、80年代に入ると、米国での豊作、欧州連合(EU)での共通農業政策(CAP)<sup>(注)</sup>の効果、品種改良の進展や農業資材投入量の増加等による単収の伸び等により生産量は大きく増加し、農産物過剰問題が深刻化した。その後、米国やEU等における生産調整の実施や、88年の北米を中心とする干ばつ、ソ連、中国の不作等の影響により、90年代に入ると過剰在庫は解消し、在庫水準は低下傾向で推移した。特に95/96年度は、米国の天候不順等により、穀物等の在庫水準率は過去最低となり、国際価格は96年4月から7月にかけて過去最高を記録した。その後、米国において96年農業法によって生産調整が廃止されたほか、EUで同年度から実質休耕率を大きく縮小させる方向が打ち出されたことや中国における生産刺激策の実施、アルゼンチンやブラジル等南米諸国における生産の急速な拡大等もあり、穀物需給は緩和に向かった。97年夏以降、アジア諸国の経済危機により穀物等の需要が低迷する一方、供給面では主要輸出国の輸出競争が強まつたことも相まって、需給の緩和基調が続いており、価格水準も低迷している。

\*1 世界貿易機関(World Trade Organization)の略称。1995年1月に発足。2000年9月現在で138か国・地域が加盟している。

図 I - 37 穀物等の国際価格と穀物の期末在庫率の推移



資料：ロイター・E S = 時事、タイ国貿易取引委員会、  
米国農務省「Grain:World Markets and Trade」

- 注：1) 小麦、とうもろこし及び大豆の価格は、シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の  
期近価格（セツルメント）の平均である。米はタイ国貿易取引委員会の各月第1  
水曜日の公表価格（うるち精米、碎米混入比率10%未満のF O B価格）の平均で  
ある。  
2) 期末在庫率は小麦、粗粒穀物及び精米ベースの米の合計値であり、各国の穀物  
年度の期末在庫量を消費量で除して算出している。

なお、2000/2001年度については、穀物の消費量がほぼ前年度並みと見込まれるなかで、主要生産国の作付面積の減少等により、世界の穀物生産は昨年度に引き続き減少すると見込まれている。このため、期末在庫率についても前年度より低下すると見込まれている。

#### (穀物輸入量が増加しているアジア、アフリカ地域)

世界の農産物貿易について、代表的な貿易品目である穀物の貿易量(輸出量)でみると、1960年代はじめに約1億トンであったものが、近年では2倍の約2億トンにまで増加している。

これを国・地域別の穀物純輸出入量の推移でみると、北米やオセアニア等の輸出国・地域と日本をはじめとするアジア、アフリカ等の輸入国・地域に二極分化していることがわかる(図I-38)。これは、穀物の主要な生産地が、米国、EU、旧ソ連、中国等世界各地域にわたるなかで、国内消費を賄つたうえで輸出まで行う余力のある国は、米国、カナダ等先進国を中心とした特定の国・地域に限られるためである。

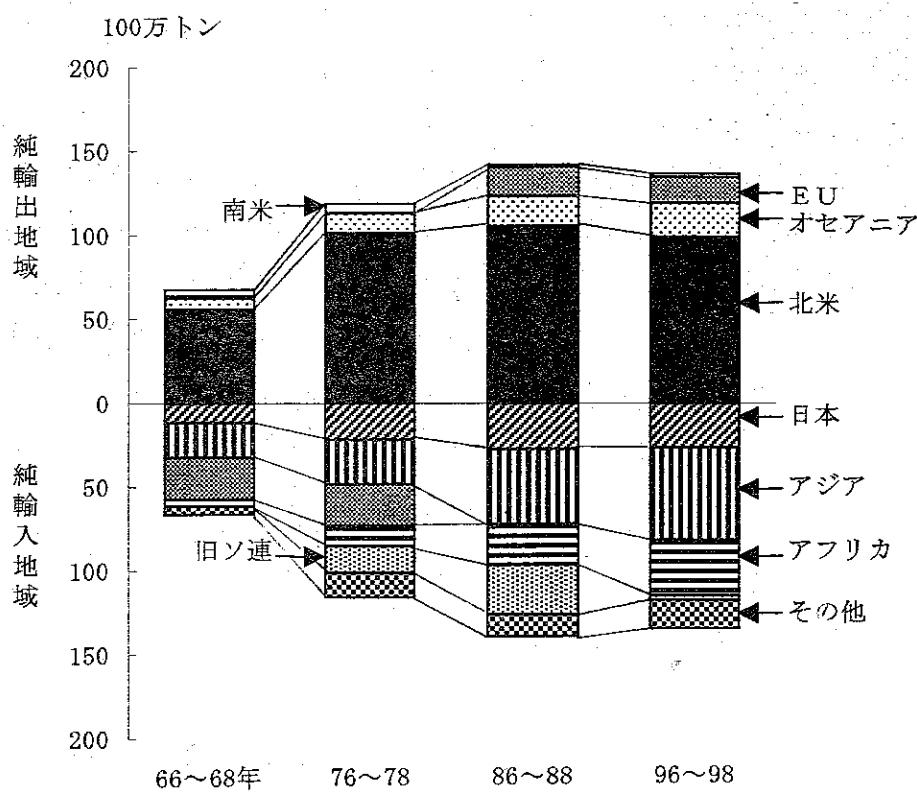
また、輸入国・地域についてみると、日本が70年代後半以降、2千万トン台の穀物輸入を恒常的に行っているほか、人口増加や経済成長に伴う食料消費の高度化、多様化等を背景として、アジア、アフリカでは輸入量が増加し続けており、これらの地域においては、穀物の需要増加に国内生産が追いつかず、これを先進国を中心とした輸出国からの輸入で補うという穀物需給構造になっている。こうしたなかで、EUは、CAPの効果により生産が拡大した結果、80年代後半以降純輸入地域から純輸出地域へと転じている。

#### (中長期的にはひっ迫が予想される穀物等の国際需給)

世界の人口はアジア、アフリカ等の開発途上国を中心に大幅な増加が見込まれており、所得水準の上昇に伴う畜産物消費の拡大による飼料用穀物の需要増加とも相まって、穀物需要は今後も大幅に増加するものと見込まれる。一方、供給面では、品種改良や化学肥料の投入、かんがい施設の整備等による単収の上昇等によって生産の増加が支えられてきたが、農用地の面的な拡大の制約や環境問題の顕在化等生産拡大を図るうえでの種々の制約要因が明らかになってきている。

世界の穀物生産量の増加率は、穀物生産量の増加の主因であった単収の上昇幅が縮小してきていること、1980年代以降は収穫面積が減少に転じたことにより、低下してきている(図I-39)。次に、穀物の収穫面積、単収、生産量を先進国、発展途上国の経済地帯別にみると、発展途上国においては、単収の上

図 I -38 地域別の穀物純輸出（入）量の推移

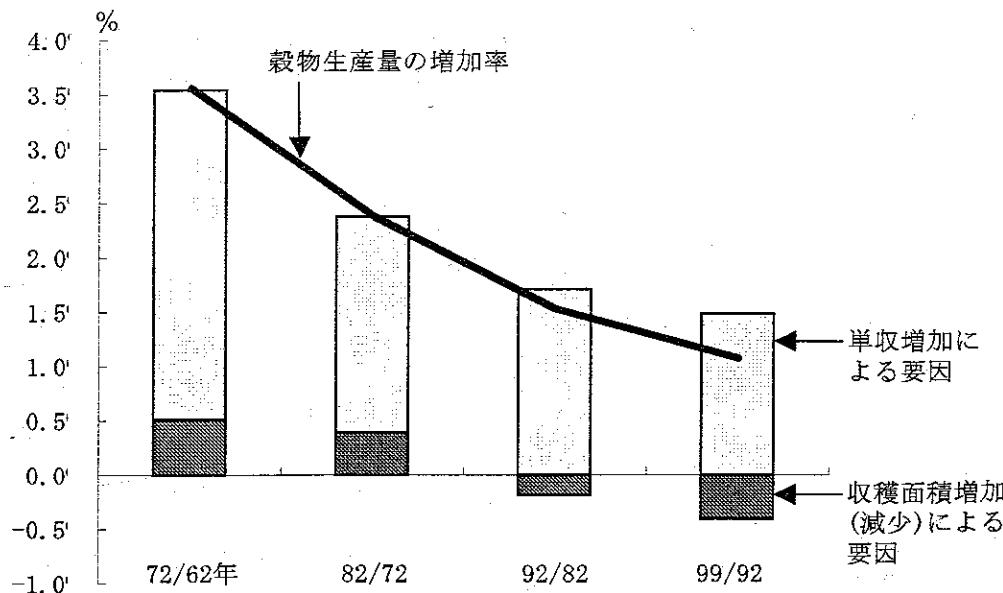


資料：FAO 「FAOSTAT」

注：1) EUの86~89年以降は、EUの域内流通を除いた数値である。

2) 旧ソ連の96~98年は、ロシアその他旧ソ連地域であった国の数値である。

図 I -39 世界の穀物生産量の増加率の要因別寄与度



資料：FAO 「FAOSTAT」

注：1) 穀物生産量の増加率は、穀物生産量の61~63年、71~73年、81~83年、91~93年、98~2000年における3か年平均値から各期間の増加率を計算し、年率に換算したものである。

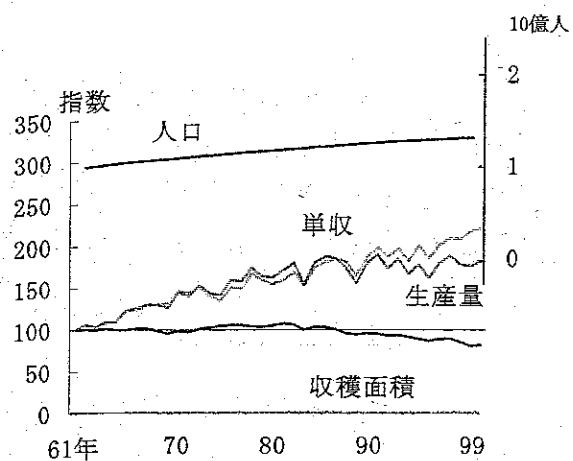
2) 「単収による増加要因」、「収穫面積増加(減少)による要因」とは、穀物生産量の増加率に対する寄与度である。

昇により穀物生産量を増加させている一方、先進国においては、80年代を境に、収穫面積の減少を単収の上昇によりカバーしている状況にあり、現在の技術水準等のもとで、さらなる穀物生産の増加は困難な状況にある（図I-40）。

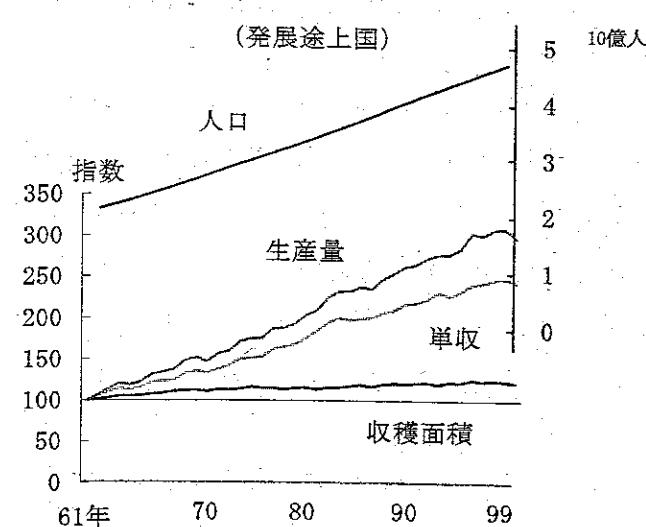
このほか、中長期的には、世界の人口は開発途上国を中心に大幅な増加が見込まれており、所得水準の上昇による畜産物消費の拡大に伴う飼料用需要増加もあり、世界の穀物需要は大幅に増加すると見込まれている。以上のような状況を踏まえると、世界の食料需給は中長期的にはひっ迫する可能性もあると考えられる。

図 I - 40 経済地域別穀物生産量、収穫面積及び単収の推移  
(指数、61年=100)

(先進国)



(発展途上国)



資料：FAO「FAOSTAT」

注：人口以外は、61年を100として指数化している。

## (2) 我が国の農産物貿易の動向

### (我が国の農産物の輸入は拡大し続けている)

我が国の農産物の輸入状況を経年的にみると、1960年から99年にかけて、金額ベースでは6千億円から4兆1千億円と約7倍に増加している<sup>1</sup>。この間の主要な農産物輸入額の品目別構成比をみると、70年代及び80年代は穀物等と油脂類で輸入の大半を占めている。これは、国民所得の増大に伴う食生活の多様化・高度化が進展し、畜産物や油脂類の国内需給が拡大したこと等から畜産物の飼料となるとうもろこしや植物性油脂の原料となる大豆の輸入が拡大したためである。一方、80年以降、畜産物等及び野菜等の輸入額に占める割合は上昇した。このような中長期的な動向は、牛肉、豚肉等畜産物については、需要が増加傾向で推移するなかで、担い手の高齢化、環境問題の深刻化等を背景に国内生産が減少または横ばいで推移したことから、輸入が大幅に増加したためである。また、野菜については、重量野菜を中心に生産農家の高齢化や労力不足の進展等を背景に国内生産が減少傾向で推移するなかで、消費の周年化や業務・加工品需要の増大等により、輸入が大幅に増加してきたためと考えられる。

輸出については、台湾、米国、香港その他アジアの国々を中心に、たばこ、アルコール飲料、菓子等の嗜好品やは種用の種子等が輸出されている。我が国の農産物輸出は、国土条件の制約等を背景とした経営規模の零細性等に起因するコスト高のため、国際競争力が弱いことや円高の進行により輸出環境が一層厳しくなっていること等から、99年の輸出額は2千億円にとどまっている。以上の結果、同年の我が国の農産物の貿易収支は3兆9千億円の赤字となっており、84年以降、世界第1位の農産物純輸入国となっている。

### (我が国の農産物の輸入先は特定の国・地域に集中している)

次に我が国の輸入先国・地域の状況をみると、米国からの輸入額が全体の約3割を占め、その他アジア、オセアニア地域等世界各国から輸入が行われている（表I-11）。

1999年の我が国の農産物の国別の輸入割合は、1位が米国の37%であり、以下、中国11%、オーストラリア8%等となっている<sup>2</sup>。また、近年、特に東・東南アジアからの輸入が急増しており、90年と99年を比較すると、ベトナムからが4.6倍、韓国からが1.8倍等と輸入額が上昇し、中国からの輸入についても

\*1 財務省「貿易統計」

\*2 財務省「貿易統計」

同期間に2,740億円から4,377億円へと約1.6倍の増加となっている。

このようななかで、主要な農産物貿易品目である小麦やとうもろこし等についてみると、少数の輸出国への依存度が顕著であり、輸入先の上位2か国で80%以上を占め、なかでも、米国が圧倒的なシェアを占めている（図I-41）。

このように、我が国的主要農産物の輸入構造は、米国をはじめとした少数の特定の国・地域への依存度が高いという特徴を有し、特に多くの国・地域で消費され、世界的に需要の増加が見込まれる飼料穀物や油糧種子ではその傾向が強い。

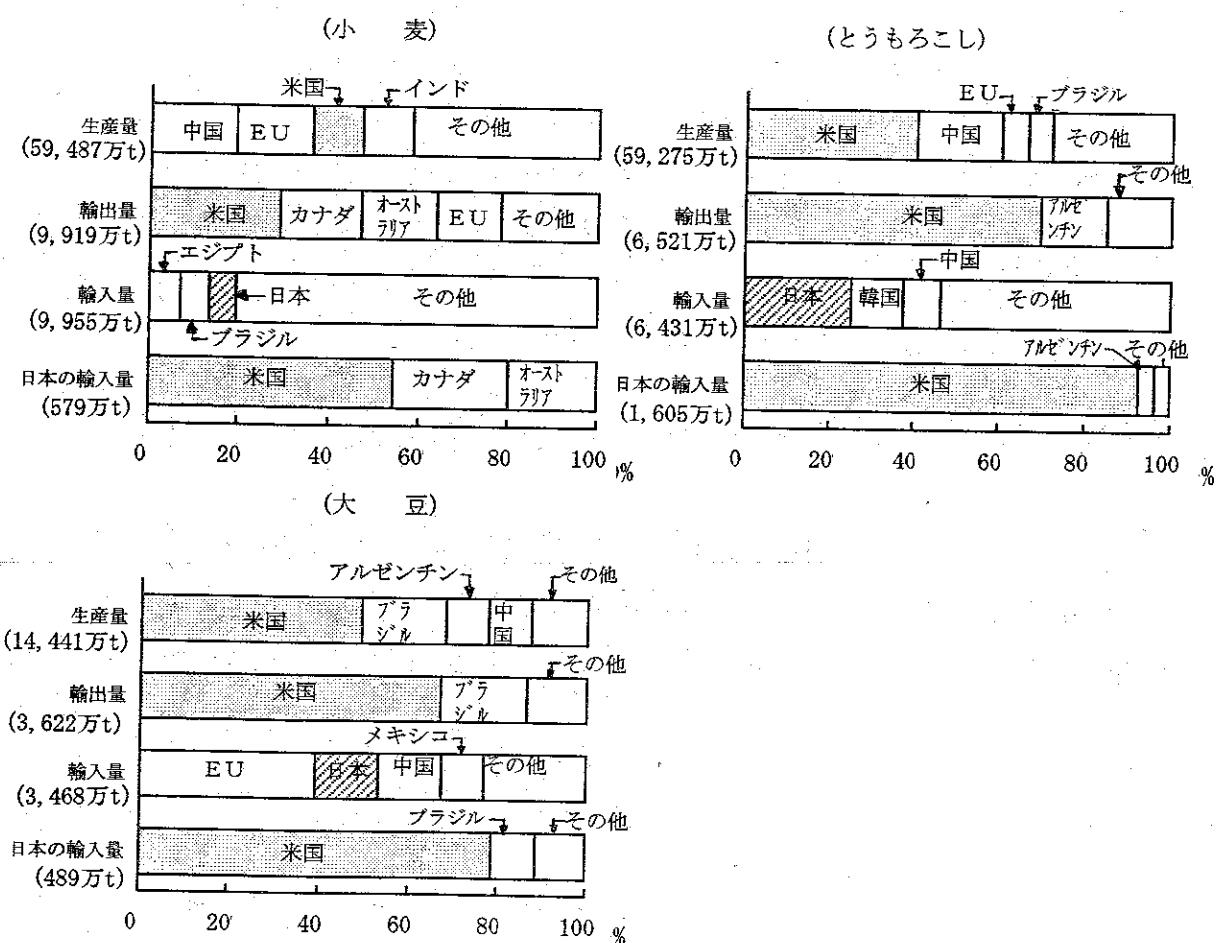
表 I-11 日本の農産物輸入先の推移  
(単位: 百万ドル、%)

	80年	90	98	輸入額に占める割合		
				80	90	98
輸入額	12,560	27,322	36,702			
先進国	8,070	15,779	18,222	64.3	57.8	49.6
米国	4,489	9,126	10,209	35.7	33.4	27.8
EU	877	2,885	3,671	7.0	10.6	10.0
発展途上国	4,399	11,097	18,240	35.0	40.6	49.7
東・東南アジア	3,247	9,087	14,421	25.9	33.3	39.3
アフリカ	244	570	944	1.9	2.1	2.6
中・南米	828	1,276	2,667	6.6	4.7	7.3

資料：国際連合「Monthly Bulletin of Statistics」

注：農産物とは食品、飲料、たばこを含む値である。

図 I-41 小麦等の生産量、貿易量及び日本の輸入量に占める各国・地域のシェア  
(96~98年平均)



資料：FAO「FAOSTAT」、財務省「貿易統計」

### (3) 食料品の内外価格差

#### (食料品の内外価格差は為替レートの影響により変動する)

農林水産省が東京及び海外主要都市で行った食料品の小売価格に関する調査によると、平成11年の食料品総合価格は、東京を100とした場合、ニューヨークは70、ロンドンが70、パリが65となっており、我が国の食料品価格は海外各都市に比べ3割程度割高になっている（図I-42）。

日米間の食料品について、為替レートによる要因と、円とドルによって購入することのできる財・サービスを等しくさせるレートである購買力平価<sup>(註)</sup>による要因とに分解してみることにする。東京とニューヨークにおける内外価格差の変化をみると、3年以降6年までは対米ドル為替レートは円高傾向で推移したが、我が国国内の食料品の小売価格が安定的に推移したこと等から購買力平価の改善が進んだため、内外価格差は横ばいとなつた。その後、対米ドル為替レートが円安に転じたこと等により内外価格差は縮小傾向にあったが、10年は天候不順による生鮮野菜等の価格の高騰により購買力平価が大幅に悪化したため、内外価格差は拡大した（図I-43）。

また、11年は前年の生鮮野菜等の価格高騰の収束により購買力平価は改善したが、急激な円高の進行による内外価格差の拡大効果が、購買力平価の改善による内外価格差縮小の効果を上回ったため、内外価格差は拡大した。

このように、各年の内外価格差は為替レートの変動等の影響を受けて振れているが、2年から11年の10年間で購買力平価は15%程度改善している。

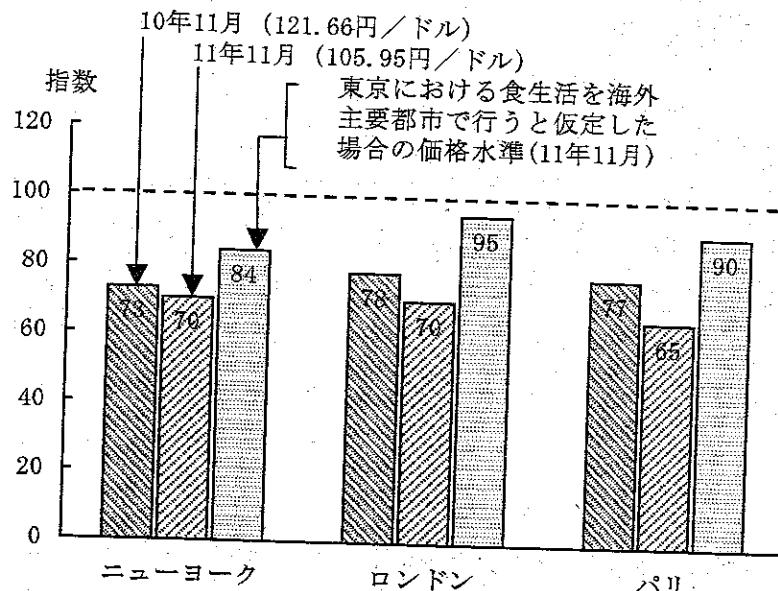
なお、食料品価格の内外価格差は、各国固有の生産条件や食習慣、販売・流通形態等の違いから、厳密な比較を行うことは困難であることに留意が必要である。

#### (内外価格差は生産・流通・消費の各段階の要因が大きく影響している)

食料品の価格には、生産段階の価格に加え、流通・加工段階の経費が反映されており、いくつかの生鮮食品について日米それぞれに価格構成を試算すると、生産者価格では約2倍から5倍弱の格差がみられるが、流通経費においても1.5倍から6倍強の格差が存在している（図I-44）。

このうち、生産者価格の水準については、国土が急峻、狭あいであること等我が国の国土条件の制約が農業機械の効率的な利用、作業効率の向上を妨げるなど生産コストを押し上げる要因となっている面がある。また、生産コストを構成する地代（農地価格）や農薬、肥料、農機具等農業生産資材の小売価格、労賃等をみると、日米間で、農地価格で113倍、肥料、農機具及び賃金水準で1.3

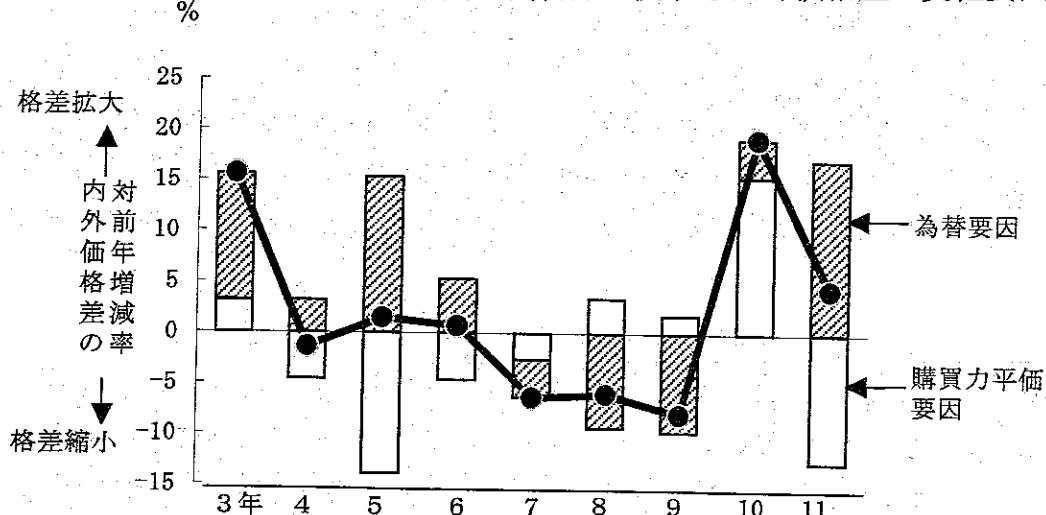
図 I - 42 海外主要都市における食料品価格の比較 (東京=100)



資料：農林水産省「東京及び海外主要5都市における食料品の小売価格調査」

- 注：1) 調査対象は29品目であり、食料品全体の価格水準は東京の消費者物価指数のウェイトを用いて加重平均により算出した。  
 2) 東京における食生活を海外主要都市で行うと仮定した場合の価格水準については、調査対象に「日本型食品」(13品目)を加えて東京の消費者物価指数のウェイトで加重平均し、さらに消費者物価指数の食品分類ごとのウェイトで補正したものである。  
 3) ( )は調査時点の為替レートである。なお、対英ポンド、対フランスの10年11月、11年11月の為替レートは、204.5円/ポンド、174.2円/ポンド、21.79円/フラン、16.77円/フランである。

図 I - 43 日米間の食料品に関する内外価格差の変化要因



資料：農林水産省「東京及び海外主要都市における食料品の小売価格調査」より作成  
 注：1) 調査時期は各年11月である。

- 2) 内外価格差とは購買力平価を米ドル為替レートで除したものである。  
 3) 購買力平価とは円とドルによって購入することできる財・サービスを等しくさせるレートのことである。具体的には、食品29品目の東京での価格(円)をニューヨークでの価格(ドル)で除し、それぞれ東京の消費者物価指数のウェイトで加重平均したものである。  
 4) 為替レートは、各年11月の東京三井銀行による対顧客電信売相場の月平均である。

(参考) 食料品の内外価格差の推移等

	平成2年	3	4	5	6	7	8	9	10	11
内外価格差 (東京=100)	82	71	72	71	70	75	80	87	73	70
購買力平価 (円/ドル)	178	183	173	153	141	137	142	145	167	151

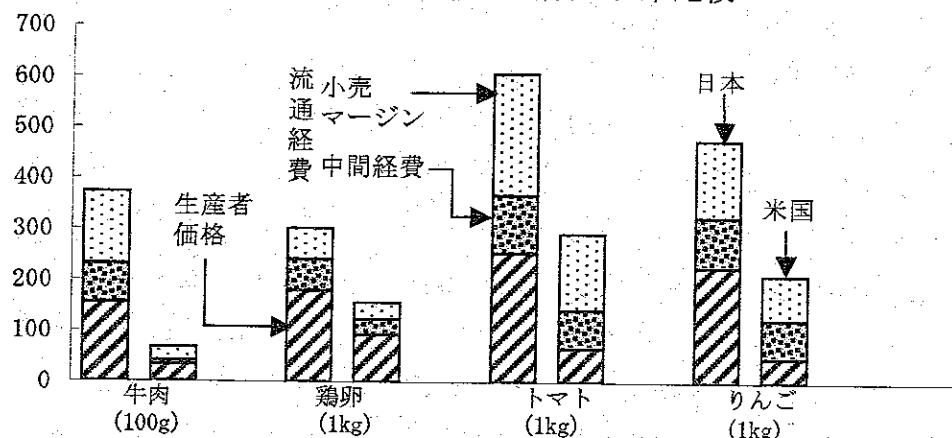
倍の価格差が生じており、このような地価、人件費等の格差は、全産業に共通する条件として、流通・加工経費にも影響を及ぼしている（表 I-12）。

食料品の内外価格差は、生産段階のコストに加え、流通・加工段階のコストや消費者の嗜好等を反映して、様々な要因から形成されるものであり、内外価格差縮小のためには、生産から消費まで各段階におけるコスト削減に向けた関連産業全体の努力が必要である。生産段階においては、農業生産資材の物流の合理化、効率的利用等により農業生産資材のコストを低減させることが必要である。また、農業経営の規模拡大、基盤整備、担い手の確保等を進め、制約された国土条件下において、最大限の生産性向上に向けた一層の努力が必要である。

次に、流通段階では、規制の緩和、共同配送を含めた効率的な輸送体制の整備、物流における情報化等を一層進め、物流の合理化と流通コストの低減を図ることが必要である。

さらに消費段階においては、消費者の購買行動や志向が食料品価格を押し上げる要因となる場合もあり、消費者の過度の鮮度志向が多頻度小口配送や過剰な包装につながる面もあることから、こうした事情等について、内外価格差の現状やその要因を含め消費者への情報提供を積極的に行っていくことが必要である。

図 I - 44 食料品の価格構成の日米比較



資料：農林水産省「日米流通マージン比較調査」（12年3月）

- 注：1) 95～97年の平均であり、品目は抜粋である。  
 2) 日本の数値は総務省「小売物価統計調査」等、米国の数値はUSDA資料等により試算したものである。  
 3) 為替レートは、インバウンド月平均3か年（95～97年）の単純平均であり107.90円／ドルである。

表 I - 12 農産物の価格に影響を及ぼす諸要因の日米比較

	農家一戸当たり農用地面積 (ha)	農地価格 (千円/10a)	肥料価格 (硫安) (円/20g)	農薬価格 (殺虫剤) (円/kg)	農機具 (トラクター) (万円)	製造業 賃金 (円/時)	電気料金 (円/kwh)	ガソリン 価格 (円/ℓ)
日本	1.6	1,697	535	1,518	177	2,293	17.7	104.4
米国	176.1	15.0	397	1,293	134	1,724	5.3	39.4
日本／米国	1/110	113倍	1.3倍	1.2倍	1.3倍	1.3倍	3.3倍	2.6倍

資料：農林水産省調べ

- 注：1) 農地価格は95年、電気料金、ガソリン価格は97年、製造業賃金、農家1戸当たり農用地面積は98年、農家1戸当たり農用地面積は98年、農薬価格、肥料価格、農機具は2000年の数値である。  
 2) トラクターは、排気量1,400cc程度、出力等20～25馬力、4輪駆動、安全フレーム装備である。  
 3) 日本で販売されているトラクターは、油圧・防水機構の性能が優れていることや変速段数が多いこと等構造上の相違がある。  
 4) 電気は産業向け販売価格、ガソリンはスタンド等における平均小売価格である。  
 5) 肥料価格については、流通形態の違い（米国は大ロット・バラ流通、日本は小ロット・20kg樹脂袋流通）による包装荷造経費及び品質格差（米国は粒粉混合品、日本は粒状品）による価格差（粒状品は20%程度割高）を勘案した試算値である。

#### (4) 最近の諸外国の農政の動き

世界の先進諸国においては、ウルグアイ・ラウンド農業交渉を契機として、市場介入度合いの引下げ、経営に着目した政策への転換等が農政の潮流となっている。こうしたなかで、ここ数年の農産物価格低下に対し、追加的な農業保護政策を実施する動きもみられる。また、米国、EUにおいては輸出管理制度や輸出補助金制度といった施策も講じている。

これらの政策が直ちにWTO協定上の義務に不整合であるとはいえないが、公平で公正な貿易ルールの確立を図っていくうえでも、各国の農業政策の動向を注視していく必要がある。

#### (米国)

米国の農業政策は、96年農業法を基本的枠組みとして実施されている。96年農業法では、これまでの生産調整を条件とした不足払い制度<sup>(注)</sup>が廃止され、代わりに農家への直接固定支払制度<sup>(注)</sup>が導入されるとともに作付選択の原則自由化が認められるなど、一層の市場指向型農業を目指す内容となっている。

しかしながら、穀物生産の世界的な緩和基調に加え、アジア経済危機、南米の輸出競争力向上に起因した穀物価格の低迷、自然災害等による農家への経済的損失を緩和するため、1998年に総額60億ドル、99年に総額87億ドルの農家救済策の導入が決定された。

2000年においても、価格が引き続き低迷するとの見通しのもと、6月に成立した農業リスク保護法に、農業保険の改善とともに総額約71億ドルの農家救済策が盛り込まれた。救済策の具体的な内容は、2000年度内に実施される市場損失支払い（農家直接固定支払いの上乗せ）に約55億ドル、2001年度内に実施される油糧種子作物生産者への支払いに約5億ドル等となっている（表I-13）。また、農業保険の改善については、保険料への政府補助率の引上げ、保険運用の適正管理に係る費用等として、今後5年間で総額約82億ドルを計上している。さらに、10月に成立した2001年度農業歳出法には、干ばつ、洪水等の自然災害を中心とした総額約35億ドルの農家救済関連対策が盛り込まれている。

このように、米国ではウルグアイ・ラウンド農業合意を契機として、国内保護の削減対象となる価格支持政策（不足払い制度）から、生産と関連しない政策といわれる農業保険等に施策の比重を移す一方で、農家救済策として多額の経済支援を実施するなど、市場指向型農業を目指した96年農業法の趣旨に必ずしもそぐわないような国内農業保護措置が実施されている。

表 I-13 米国の農家救済策の概要

農業リスク保護法

<2000年度内（2000年9月30日まで）の支払い>

- 市場損失支払い（直接固定支払いを倍増）

<2001年度内（2000年10月1日～2001年9月30日）>

（主な内容）

- 油糧種子作物生産者への支払い
- 落花生及びたばこ生産者への支払い

小計

<約55億ドル>

54.7 億ドル

<約16億ドル>

5.0 億ドル

4.0 億ドル

約71 億ドル

2001年度農業歳出法案

- 作物損失／品質低下／災害支援計画
- 畜産農家支援支払い
- 酪農家支援支払い

小計

16.0 億ドル

4.9 億ドル

4.7 億ドル

約35 億ドル

計

約106 億ドル

資料：農林水産省調べ

### (カナダ)

カナダでは、農産物価格の決定は基本的には市場に委ねられているが、農家の経営安定を図るため、純所得安定口座（N I S A<sup>\*1</sup>：農家、連邦政府及び州政府からの資金の拠出により基金を積み立て、農業所得の減少時に当該基金より引き出す制度）を中心に作物保険、州政府独自の付帯制度から構成されるセーフティネット政策を推進している。

また、米国と同様、近年の穀物価格低迷等に苦しむ農家経済を支援するため、99年に当該年の農業所得が過去3年間の平均農業所得の70%を下回った場合に、生産者に対しその差額を支給する農業所得災害支援計画（A I D A<sup>\*2</sup>）が暫定措置（98年及び99年の所得を対象）として導入された。

さらに、2000年7月、今後3年間にわたる新たなセーフティネットの骨子が決定され、N I S A、作物保険及び州独自の付帯制度のほか、A I D Aをカナダ農業所得計画（C F I P<sup>\*3</sup>）に改称し、継続して実施されることになった（図I-45）。

### (E U)

E Uは、中東欧への拡大や財政支出の抑制等の課題に対する政策方向を示した「Agenda2000」<sup>\*4</sup>に基づき、2000年度から、穀物（麦類、粗粒穀物）について市場介入価格の引下げや直接支払い単価の引上げ等が行われた。

このようにE Uでは、ウルグアイ・ラウンド農業合意を契機として、財政支出の抑制等のため共通農業政策の改革を進める一方、価格支持中心の農業政策から生産制限下の直接支払い等に比重を移している。

フランスでは、99年7月、持続的な発展、農業の経済的・環境的・社会的な諸機能の考慮、国土の整備への関与を掲げた新農業法が成立した。新法においては、「経営に関する国土契約」（C T E<sup>\*5</sup>）という制度が導入された（図I-46）。本制度は、農業経営体が、その立地する地域や生産の種類にかかわらず、社会・経済的な事項及び国土・環境的な事項に関する契約を国と結ぶことができるというものであり、農業経営体に対しては国との契約内容に応じて財政的助成が与えられる。

\*1 N I S A : Net Income Stabilization Account

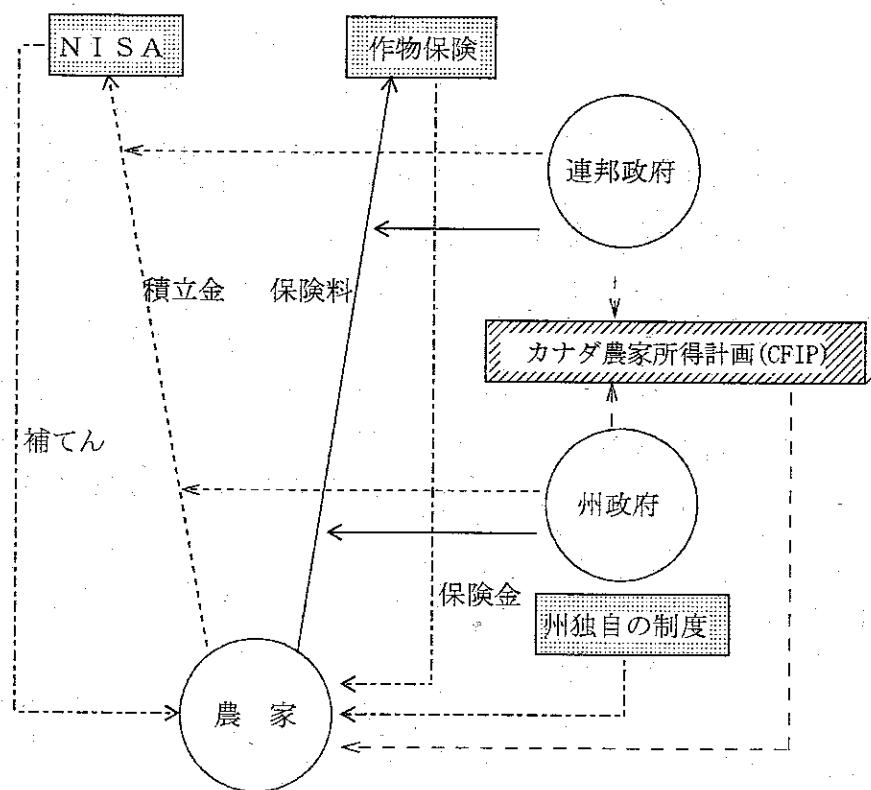
\*2 A I D A : Agricultural Income Disaster Assistance

\*3 C F I P : Canadian Farm Income Program

\*4 欧州委員会が、今後のE Uの中東欧への拡大や財政支出の抑制等の課題に対する政策方向を示した文書。共通農業政策（C A P）については、価格支持の引下げ、直接支払い拡充の維持等が盛り込まれている。

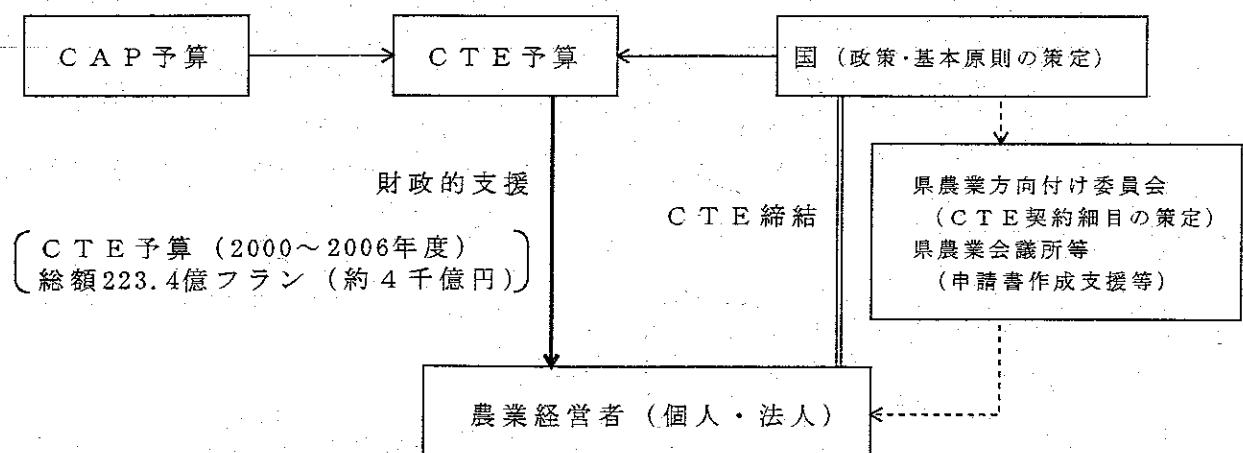
\*5 C T E : Contrat territorial d'exploitation

図 I-45 カナダのセーフティーネットの仕組み



資料：農林水産省調べ

図 I-46 CTE の仕組み



資料：農林水産省調べ

### (オーストラリア)

オーストラリアにおいては、オーストラリア小麦ボード（AWB<sup>\*1</sup>）が小麦の国内流通、輸出業務を一元管理統括してきたが、規制緩和の流れのなかで、AWB, Ltdとして民営化された。民営化後的小麦輸出については、オーストラリア小麦輸出局（WEA<sup>\*2</sup>）がAWBの輸出入管理権限の移譲を受けたうえで、改めてAWB, Ltdに業務を委託する形で継続されている<sup>\*3</sup>。このようにAWB, Ltdは、事実上これまでと同様、輸出一元管理権をもった輸出国家貿易企業として機能している。このことは、輸入国家貿易企業と比べた場合、通報義務を負わない等規律が緩やかなものとなっており、その結果、国内生産者の利益を目的として意図的な輸出先の変更や、独占的立場を利用した価格の引上げなどを通じて輸入国に負担を強いる可能性が指摘されている。この点については、直ちにWTO協定に不整合であるとはいえないものの、実質的に隠れた輸出補助金として機能しており、輸出国・輸入国の権利義務のバランスの観点から問題がある。

### (中国)

中国では、食料買付価格の引上げ等により食料増産対策を講じてきた結果、穀物をはじめ、野菜、畜産物の生産量は大きく増加している。

しかしながら、近年は、過剰在庫や価格支持のための政府の支出は巨額なものとなり、農産物価格が下落し、農業所得の低下をもたらした。このため、政府は、WTOへの加盟を控え国際競争に耐え得る体质強化を図る観点から、1999年から農業構造調整に着手し、需給動向に応じた生産調整を行うとともに、価格支持政策を見直すこととした。2001年1月に開催された中央農村工作会议では、さらに構造調整を推進することとし、農産物の品質の向上、農産物加工の発展、農村労働力の就業構造の調整、市場の需要が高い商品作物への作付転換、牧畜業の振興等に重点をおくことが決定された。

また、中国は、WTO加盟に向けた関税引下げ等に関する二国間交渉をおおむね終了し、加盟に際して中国の経済・貿易制度に関する規律・義務を定める加盟議定書についてWTO加盟国との間での合意に向けた作業が行われている。

\*1 AWB : Australian Wheat Board

\*2 WEA : Wheat Export Authority

\*3 WEAは、2004年12月31日までに、輸出独占権の将来方向について政府に報告を行い、その時点で継続の可否を決定することとしている。

## (5) 国際協力

### (我が国は世界有数の食料・農業分野の援助供与国である)

我が国は、食料・農業分野における世界有数の政府開発援助（ODA<sup>\*1</sup>）の供与国となっている。1998年の実績（2国間・約束ベース）は約15億ドルとなっており、DAC諸国<sup>\*2</sup>（OECD開発援助委員会に属する22か国及びEU）全体の25%を占め、米国に次いで世界第2位となっている（図I-47）。

具体的な協力内容としては、国内政策への影響を勘案しつつ、相手国の要請に基づく二国間協力（技術協力、無償・有償資金協力）を中心に、食料不足状態にある国に対しては主要穀物等の増産への協力や農地の劣化・砂漠化、森林の減少等に対処する環境保全分野への協力、都市農村格差の是正等農村開発型の協力等が実施されている。

また、食料援助については、2000年10月に北朝鮮に対し50万トンの食糧支援を行うことを決定しており、世界食糧計画（WFP<sup>\*3</sup>）を経由して政府米（全量国産米）を利用することとしている。

このほか、多国間協力として、国際連合食糧農業機関（FAO<sup>\*4</sup>）やWFP、国際農業研究協議グループ（CGIAR<sup>\*5</sup>）等の国際機関への資金拠出、専門家派遣等を実施するとともに、その他共同研究、技術交流等の各種の協力形態を活用した農業協力も実施されており、さらに、非政府組織（NGO<sup>\*6</sup>）等を通じた協力が草の根レベルで行われている。

我が国においては、平成12年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」において、世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、国際協力の推進に努めることとされたところである。このため、我が国が協力すべき重点分野・重点地域等を明らかにした農林水産業に関する国別の協力方針を策定し、国内施策と連携を図りつつ、効果的かつ効率的な協力を推進することとしている。

### <事例：インドシナ地域における重要家畜伝染性疾病的防除に向けた取組み>

タイ国では、畜産振興を図るうえで家畜疾病による生産性の低さが大きな阻

\*1 ODA : Official Development Assistance

\*2 DAC : Development Assistance Committee

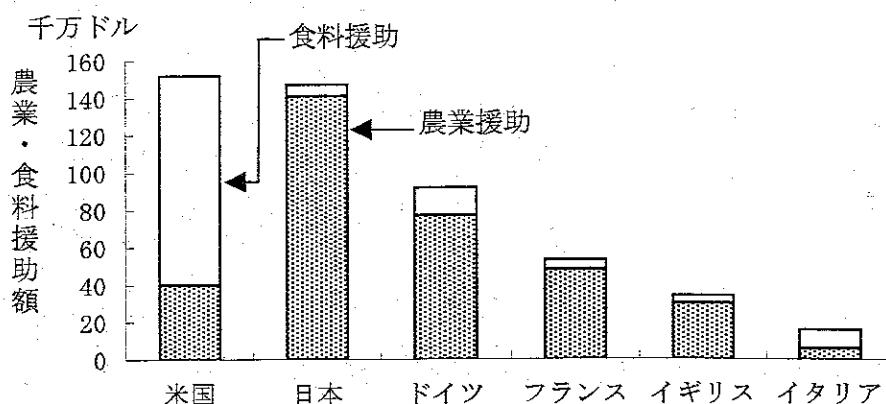
\*3 WFP : World Food Program

\*4 FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations

\*5 CGIAR : Consultative Group on International Agricultural Research

\*6 NGO : Non-governmental Organization

図 I-47 主要国の食料・農業分野の援助実績（1998年）



資料：農林水産省調べ

- 注：1) OECD・DAC「Development Cooperation 1999 Report」に基づき農林水産省が推計した数値である。  
 2) 林業、漁業を含む。  
 3) 二国間・約束額ベースの数値である。

表 I-14 途上国の栄養不足人口の予測

(単位：百万人)

	96~98年 (3か年平均)	2015	2030
サハラ以南アフリカ	186	184	165
近東・北アフリカ	36	38	35
ラテンアメリカ・カリブ	55	45	32
中國・インド	348	195	98
その他アジア	166	114	70
途上国 計	791	576	400

資料：FAO「世界の食料不安の現状2000」

注：世界の栄養不足人口は8.3億人であり、うち途上国の栄養不足人口は7.9億人とされている。